

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月19日
【会社名】	株式会社カカコム
【英訳名】	Kakaku.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畑 彰之介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725-4554(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上村 はじめ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	(03)5725-4554(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上村 はじめ
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 488,148,000円
	(注)1. 本募集は2018年9月19日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものであります。 2. 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。また、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2018年9月18日の時価を基礎として算出された見込額です。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	2,280個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年10月9日～2018年10月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 株式会社カカコム 管理本部企画・IR室
払込期日	該当事項はありません。
割当日	2018年10月19日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券の発行は、2018年9月19日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものといたします。

3. 本新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社執行役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下の通りであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	14名	840個
当社従業員	31名	930個
当社完全子会社(当社出資比率100%) 取締役	4名	180個
当社子会社(当社出資比率100%未満) 取締役	8名	330個
合計	57名	2,280個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容の何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	228,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を行うことがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を行うことがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	488,148,000円 (注) 2018年9月18日の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は行使価額と同額とする。 2. 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2020年10月20日から2023年10月19日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社カカコム 管理本部企画・IR室 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ銀行 秋葉原駅前支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時点においても当社または当社子会社の役員(取締役及び監査役をいう。ただし、社外役員を除く。)または従業員(執行役員、出向社員を含む。)であることを要する。ただし、権利行使時において当社が正当な理由があると認めた場合は1.の行使条件を満たすものとする。 2. 新株予約権者は、割当日以降権利行使時より前までの間に、一度でも、当社または当社子会社の役員(取締役及び監査役をいう。なお、社外役員を含む。)を退任または退職していないことを要する。ただし、権利行使時において当社が正当の事由があると認めた場合は2.の行使条件を満たすものとする。

	<p>3. 新株予約権者は、割当日以降権利行使時より前までの間及び権利行使時において、一度でも当社または当社子会社の就業規則に定める懲戒事由または解雇事由に該当していないことを要する。ただし、権利行使時において当社が正当の事由があると認めた場合は3.の行使条件を満たすものとする。</p> <p>4. 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。</p> <p>5. その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当社株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>4. 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>5. 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案が取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>6. 新株予約権者が上記に定める行使条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当該取得については、当社の裁量により任意の時期に一括して行うことができるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。</p>

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役の決定」とする。）により承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得の自由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(10) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権割当日後、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行い新株予約権が承継される場合、その他割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は未行使の新株予約権の付与株式数について必要と認める調整を行うことができる。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整できるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使場合、新株予約権者は、当社の指定する銀行口座に払込金額を払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書に、必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類ならびに金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類を添えて上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出する。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使に先立ち、当社の指定する口座管理機関に口座を開設し、本新株予約権の行使の際に、当該振替口座を通知する。
- (3) 前記に定めるほか、新株予約権の行使の手續、新株予約権を行使した者が取得した株式の取扱、その他の新株予約権の行使等に関する事項については、上記「新株予約権の権利行使の条件」に規定する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書が行使請求受付場所に提出され、かつ、払込金が当社の指定する口座に払い込まれたときに生ずるものとする。

5. 株式の交付方法

当社は本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに、当該新株予約権証券を行使した者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、当該新株予約権の目的である株式を発行または移転するための必要な手續を行うものとする。

6. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
488,148,000	600,000	487,548,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、2018年9月18日の時価を基礎として算出した見込額を記載しています。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として発行するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照のこと。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第21期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第22期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年9月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月25日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年9月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年8月9日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2018年9月19日)までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年9月19日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社カカコム 本店
(東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。